愛する佐渡の海をきれいにする会 会 則

第1条 名 称

本会は、愛する佐渡の海をきれいにする会と称する。

略称は「Ai-Sado」とする。

第2条 事務局所在地

本会の事務所は、新潟県佐渡市小木町とする。

第3条 目 的

本会は、佐渡の海の生態系を豊かにすることを目的とする。

第4条 活動

活動は下記について実施する。

- 1 海水の鉄分不足を解消するための鉄団子の海中への投下
- 2 啓蒙活動

第5条 運 営

必要に応じて、会員が集まり会の運営を行う。

会員の熱意と相互信頼を、全ての活動・運営の基盤とする。

会の運営は、会員の自主運営によるものとする。

第6条 会員資格及び会費について

- 1 当会の会員資格は、当会の趣旨に賛同し、これから活動しようとしている 団体や個人とする。
- 2 入会金及び会費は、年額500円とし、事業経費が必要な場合は、会員と協議の上、負担金を徴収する場合がある。

第7条 入 会

入会を希望するものは、趣旨に賛同たものを会員とする。

第8条 退 会

団体所有の資産について持ち分を放棄し、分割請求及び清算は行わないものと する。緩やかな結びつきを大切にするため、退会については、その意思が他会員 に表明された時点で速やかに受理される。

第9条 役員会

本会に役員会を置く。役員会は会の運営方針及び事業の決定を行う。

第10条 役員の構成

会 長 1名

副会長 1名

会 計 1名(会長が兼任できる)

第11条 役員の選任

役員(会長、副会長)は会員の互選で選任する。

第12条 役員の職務及び任期

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- 3 任期は2年とし再任を妨げない。
- 第13条 会の構成及び議決について
 - 1 本会の会議は総会、役員会及び定例会とし、総会は年2回開催し、事業報告及び会計報告、事業計画について報告をする。
 - 2 議決権は一人1票とし、1/2以上の賛成をもって議決するものとする。
- 第14条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会則の変更 会則の変更は役員会で決定する。

第16条 その他

会則で定めるほか必要な事項は役員会で決定する。

(附則)

本会則は令和2年10月1日から実施する。

(設立年月日)

令和2年9月29日